平成２７年（フ）第６６２８号
東京都文京区水道１丁目５－３－301
債務者　田中　理子
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６３０号
東京都青梅市畑中２丁目451－３
債務者　吉田ヒロミ（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６３５号
東京都大田区石川町２丁目８－21－101
債務者　本柳　久成
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６４１号
東京都目黒区目黒本町１丁目１－21－303
債務者　山内　弘揮
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６４２号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目50－５－201
債務者　藤田　欣枝
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６４３号
東京都杉並区梅里１丁目19－４　ノベルズ52
債務者　高師真利子
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６４５号
東京都八王子市松が谷59－１－406
債務者　柏原　美芳（旧姓堀井）
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９０号
横浜市都筑区佐江戸町241番地　ユニコピエ鴨居302
債務者　中村　周一
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０９１号
横浜市都筑区佐江戸町241番地　ユニコピエ鴨居302
債務者　中村　弘美
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５１２号
東京都町田市忠生１丁目28番地８忠生セントラルマンション401
債務者　本木　佳奈
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２３８０号
大阪市西淀川区御幣島２丁目19番21号
債務者　橋本　舞琴（旧姓早瀬戸）
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８３号
東京都東久留米市滝山２丁目５番１－310
債務者　相馬　幸子
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月１日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１００号
釧路市緑ケ岡５丁目31番14号
債務者　穂積　保光
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月７日午前10時
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第３５６号
福岡県遠賀郡水巻町おかの台14番203号
債務者　吉久　幸生
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月２日午前10時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部